

国空機第 83 号

整理
番号

TCD-10480-2025

耐 空 性 改 善 通 報

令和 7 年 5 月 2 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長 平 岡 成 哲
(公 印 省 略)

1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による作業が実施されないときは、航空法第 14 条の 3 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 3 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、若しくは同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

2. 適用航空機

エアバス・ヘリコプターズ（ユーロコプター）式 EC135 系列型

3. 適用項目

テール・ローター・コントロール系統の機能に支障が生じることにより、機体の操縦性が失われる不具合を防止するため、既に実施した場合を除き、第 3.1 項から第 3.3 項までに従うこと。

3.1 本通報発効後、次の飛行時まで、第 3.1.1 項から第 3.1.6 項までに従って、テール・ローター・コントロール・ロッド（ロッド・エンドを含む。以下「コントロール・ロッド」という。）の点検を実施すること。

3.1.1 コントロール・ロッドとヨー・アクチュエータとの取付部を点検するため、テール・ローター・ドライブ・シャフト・フェアリング又はフェネストロン・ギアボックス・カバーを取り外すこと。

3.1.2 コントロール・ロッドを終端位置まで引き出し、コントロール・ロッドの取付部品がしっかりと取り付けられ、コントロール・ロッドが自由に動くことを確認すること。

3.1.3 ロッキング・プレートがしっかりと取り付けられていることを確認すること。

3.1.4 コントロール・ロッドとヨー・アクチュエータとの取付部に不具合がないか、目視点検を実施すること。

3.1.5 第 3.1.2 項から第 3.1.4 項までの確認及び点検の結果、不具合が発見された場合にあっては、次の飛行までに、不具合が発見された部品を使用可能な良品と交換すること。

3.1.6 第 3.1.1 項において取り外したテール・ローター・ドライブ・シャフト・フェアリング又はフェネストロン・ギアボックス・カバーを取り付けること。

3.2 第 3.1 項の点検実施後 2 日以内に、当該点検の結果を、別添様式に従って航空機技術審査センター所長に報告すること。

3.3 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が

必要である。

4. 備考

4.1 本通報は、令和 7 年 5 月 3 日から発効する。

4.2 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、令和 7 年 5 月 15 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、前任航空機検査官又は駐在航空機検査長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003 に従うこと。

4.3 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。